

(別紙)

病院群輪番制事業に新設する「後方搬送受入病院」と参加申込みについて

「横浜市病院群輪番制事業実施要綱」の参加基準、補助条件等をご確認いただき、令和8年7月31日(金)までに申込みをお願いします。

※輪番病院に参加申請される病院は、輪番病院として「後方搬送患者受入実績に応じた奨励費」の補助申請が可能であるため、「後方搬送受入病院」としての参加申請は不要です。

1 「後方搬送受入病院」とは

後方搬送患者の積極的な受入れにより本市の二次救急応需体制の確保に協力する病院です。
(要綱第2条2(4))

2 「輪番病院」との違い

- ・ 輪番制による夜間・休日の傷病者等の診療は行いません。
- ・ 輪番病院より緩やかな参加基準となります。(要綱別表第1-2)
- ・ 申請可能な補助項目は「後方搬送患者受入実績に応じた奨励費」に限られます。(要綱第8条)

3 参加基準等

要綱別表第1-2のとおり。

ただし、以下の施設は、「後方搬送患者受入実績に応じた奨励費」の補助申請は不可としています。そのため、後方搬送受入病院としての参加もできません。(要綱第8条7)

- ・ 特定機能病院
- ・ 救命救急センターを設置する病院
- ・ 総合入院体制加算と急性期充実体制加算(診療報酬改定後は、これに相当する加算)を算定する病院
- ・ 横浜市二次救急拠点病院Aに参加する病院

※二次救急拠点病院Bに参加する病院は、「後方搬送受入病院」としての参加が可能です。

ただし、二次救急拠点病院B同士の後方搬送(拠点B➡拠点B)は補助の対象外です。

(要綱第8条1(3))

4 「後方搬送患者受入実績に応じた奨励費」に関する事務スケジュール

	【新設】後方搬送受入病院	輪番病院
2月27日	-	○参加申請 提出済【終了】
3月下旬	-	○参加審査結果 通知 ※例年どおり
7月31日	○参加申請 提出済 1号様式、2号様式-2	-
随時	○参加審査結果 通知	-
7月31日	○後方搬送受入実績 中間報告(1~6月分) 4号様式-2(1)、(2)	追加 ○後方搬送受入実績 中間報告(1~6月分) 4号様式-2(1)、(2) (本奨励費を申請しない場合は提出不要)
2月上旬	○交付申請・後方搬送受入実績報告書 提出済 3号様式、4号様式-2、 4号様式-2(1)、(2)	○後方搬送受入実績報告書 事前提出済切 4号様式-2(1)、(2) ※交付申請は例年どおり3月上旬済切 (本奨励費を申請しない場合は提出不要)
3月上旬	-	○交付申請 提出済 ※例年どおり 3号様式、4号様式
3月下旬	○交付決定	○交付決定 ※例年どおり

5 補助条件

要綱別表第2のとおり。

<単価>

1件あたり30,000円

※対象は申請年1月～12月の実績（ただし、年間12件に満たない場合は補助対象外。）

<対象時間帯>

全時間帯

<対象となる後方搬送実績>

- ・横浜市二次救急拠点病院または横浜市内の救命救急センターからの転院搬送であること。
- ・横浜市二次救急拠点病院または横浜市内の救命救急センターでの受入れから3日以内の転院搬送であること。（受入日を含む。）
- ・転院搬送後、搬送先の医療機関で入院に至ったもの。
- ・転院搬送の自動車に、搬送元病院の医師、看護師または救急救命士が同乗していること。
- ・消防救急車以外の自動車による転院搬送であること。ただし、搬送に要する費用を患者が負担する場合は含めない。
- ・搬送元医療機関と搬送先医療機関の間で、救急患者の転院搬送の受入条件について協定等を取り交わしていること。

6 参加申込み方法

以下の書類を期限までに提出してください。

【提出書類】

- (1) 参加申込書（第1号様式）
- (2) 後方搬送受入病院事業計画書（第2号様式-2）

【提出先】

横浜市病院協会

【提出期限】

令和8年7月31日（金）

以上

◆「後方搬送患者受入実績に応じた奨励費」に関するQ&A◆

Q 1 民間救急車や介護タクシーで転院搬送された場合も対象になりますか？

A 1 なります。ただし、搬送にかかる費用を患者が負担した場合は除きます。また、搬送元の病院の医師、看護師または救急救命士が同乗している必要があります。

Q 2 同乗する医師等は、搬送元の病院の職員でなければいけませんか？

A 2 お見込みのとおりです。

Q 3 協定等は文書で取り交わしている必要がありますか？口頭での合意でもいいですか？

A 3 文書で取り交わしている協定等に限りです。

Q 4 事後に搬送元病院と協定を取り交わしました。協定締結前の転院搬送は対象になりますか？

A 4 協定締結前の転院搬送は対象外です。

Q 5 入院後、当日中に転院・退院した場合は対象ですか？

A 5 入院していれば対象となります。

Q 6 転院搬送されてきた患者を「当院→別病院」へさらに転院搬送した場合、当院分は対象になりますか？

A 6 入院していれば、その後転院搬送しても対象になります。

Q 7 後方搬送患者受入実績報告書（第4号様式-2（2））に記入するのは、補助対象の転院搬送だけでいいですか？

A 7 補助対象とならないもの（例：医師等の同乗がない）を含む、市内二次救急拠点病院及び救命救急センターから受け入れた3日以内の転院搬送全てについて記入してください。なお、消防救急車による転院搬送については記入する必要はありません。

※補助の申請は、補助対象となる後方搬送件数が年間12件以上ある場合に限りです。

Q 8 令和8年度の診療報酬改定内容によっては、「後方搬送患者受入実績に応じた奨励費」の条件を見直す場合がありますか？

A 8 「救急患者連携搬送料」等の診療報酬改定の内容を踏まえて、見直す可能性があります。